

# 平成29年第6回新居浜市農業委員会農地部会議事録

## 1 会議の日時及び場所

- (1) 会議の日時 平成29年6月5日(月曜日) 13:30～13:50  
(2) 会議の場所 市役所庁舎5階 大会議室

## 2 会議に出欠席した委員数及び氏名等

- (1) 出席委員 15名

第1番	桑山尚久	第9番	秦昭一
第2番	山本健十郎	第10番	篠原修
第3番	村上勝利	第11番	加藤喜三男
第4番	寺尾俊行	第12番	小野春雄
第5番	神野賢二	第13番	岡部正明
第6番	矢野重明	第14番	岡田充
第7番	守谷博明	第16番	福田満寿夫
第8番	古川一豊		

- (2) 欠席委員 第15番 山下元

## 3 会議に出席した事務局職員

事務局長 鴻上幸広 事務局次長 原道樹  
係長 田中賢禪 主事 池田有里

## 4 傍聴者 なし

## 5 会議に付議した事項

- 議案第1号 農用地利用集積計画について  
議案第2号 農地の所有権移転について  
議案第3号 農地の転用を伴う所有権移転等について  
議案第4号 農地転用事業計画変更について  
参考事項 農地法第18条第6項の規定による合意解約について



## 6 議事

## 岡部部会長

皆さん、こんにちは。

22期も残すところ一か月余りとなりました。発言が少なかった人、自信がなかった人も今日は何でも意見を出してください。今期は、今日と7月5日で終わりです。それでは、ただいまから平成29年第6回新居浜市農業委員会 農地部会を開会いたします。

本日の議事につきましては、議案第1号から議案第4号までとなっております。

なお、議案中、第1号及び第2号は決議事項、第3号及び第4号は意見事項となっております。加えまして参考事項が1件ございます。

なお、本日の議事録署名委員でございますが、会議規則第19条の規定により、部会長において、秦 昭一委員と篠原 修委員を指名いたします。両委員さんよろしく願いいたします。

それでは、議案第1号の審議に入りたいと思いますが、1ページをご覧ください。

これより議案の審議に入ります。

議案第1号「農用地利用集積計画について」を上程いたします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

## 池田主事

議案第1号につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画でございます。

内容といたしましては、田8筆、畑11筆、合計面積13,080.46平方メートルでございます。

2ページをお開きください。

申請は、59番の(1-1)さんから63番の(1-5)さんまでの5件でございます。

内訳といたしましては、期間は、10カ月が1件、2年10カ月が2件、9年10カ月が2件。なお、期間10カ月につきましては、貸付人の要望が1年ということと、終期を定めているため、この期間となっております。利用権の種類は、使用貸借4件、賃貸借1件。またいずれも新規設定となっております。

以上の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である、農用地利用集積計画の内容が新居浜市の基本構想に適合することであること、および、全部耕作要件・常時従事要件・効率利用要件が認められること、並びに対象農地の関係権利者の同意が得られていることの各要件を満たしております。

ご審議の程よろしくお願ひいたします。

**岡部部長**

ありがとうございました。

以上、59番から63番について質疑に入ります。

御意見、御質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

**岡部部長**

ないようですので、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

**岡部部長**

御異議なしと認めます。よって、議案第1号「農用地利用集積計画について」を原案のとおり決定させていただきます。

それでは、4ページをお開きください。

議案第2号「農地の所有権移転について」を議題に供します。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

**原事務局次長**

議案第2号につきましては、農地法第3条第1項の規定による農地の所有権移転で、第12番及び第13番の2件でございます。

5ページをご覧ください。

第12番は、萩生字本郷、田、2筆、2筆の合計面積1,324平方メートル、譲受人は、市内在住の(2-1)さんです。

譲受人は現在、2町ほどの農地を家族で耕作しており、今回、譲受人が農業経営規模拡大を図るため、譲受人の自作地に隣接している申請地を取得する目的で、農地法第3条申請が提出されたものであり、作付けは、稲作を予定しております。

第13番は、宇高町一丁目、田、1筆、面積1,330平方メートル、譲受人は西条市在住の(2-2)さんです。

譲受人は現在、4反ほどの農地を家族で耕作しており、今回、譲受人が農業経営規模拡大を図るため、申請地を取得する目的で、農地法第3条申請が提出されたものであり、作付けは、季節野菜及び果樹を予定しております。

第12番及び第13番の許可要件につきましては、議案書に記載のとおり、取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、通作距離などをみても問題がないこと、農業委員会が定める別段の面積も超えていることから、許可要件をすべて満たしております。

なお、お手元に農地法第3条第2項第1号から第7号までの許可要件について調査書を配布させていただいております。第12番が1ページ、第13番が2ページとなっておりますので、併せてご覧いただきますようお願いいたします。

ご審議の程よろしくお願ひいたします。

**岡部部会長** ただいまの説明に係る現地調査の結果ならびに補足説明につきまして、12番につきましては、地元農業委員であります、桑山 尚久委員より、13番につきましては、岡田 充委員より、報告いただきたいと思ひます。

それでは、桑山委員からお願いしませう。

**桑山委員** はい。12番について報告しませう。譲受人は、若い方で専業農家で、認定農業者でもあります。土地の管理につきましても問題ないと思ひます。今回、申請される土地は譲受人の家から非常に近く、地元の人から聞き取りをしましたが、異常なしという事でした。

**岡部部会長** 次に、岡田 充委員。

**岡田充委員** はい。申請地は、かぼちゃ・なす等、菜園として利用されています。適正に維持管理されております。地域との調和要件につきましても、特に問題ないと思ひます。以上です。

**岡部部会長** ありがとうございます。

以上、12番及び13番について質疑に入ります。

御意見、御質問はございませうか。

(「なし」の声あり)

ないようですので、原案の通り決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めませう。よって、議案第2号「農地の所有権移転について」を原案のとおり決定させていただきます。

6ページをお開きください。

議案第3号「農地の転用を伴う所有権移転等について」を議題に供しませう。事務局から議題の朗読と説明をお願いしませう。

**田中係長** 議案第3号は、農地法第5条第1項の規定による農地転用の申請で、申請件数は、20件です。

7ページをご覧ください。

73番、萩生 字岸ノ下、畑2筆、譲受人は、(3-1)さん。

内容は、自己住宅 115.10平方メートル、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、所有権移転です。

74番、西泉町、畑1筆、譲受人は、(3-2)さん。

内容は、貸し露天駐車場、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、所有権移転です。

75番、上原三丁目、畑1筆、譲受人は、(3-3)さん。

内容は、自己住宅 80.32平方メートル、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、使用貸借権で期間は20年です。

8ページをお開きください。

76番、高田一丁目、田2筆、譲受人は、(3-4)さん。

内容は、自己住宅 61.24平方メートル、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、所有権移転です。

77番、阿島三丁目、田1筆、譲受人は、(3-5)さん。

内容は、資材置場、一体利用地として、田(許可済) 1,942.00平方メートルがあり、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、所有権移転です。

関連議案として、議案第4号4番があります。

78番、郷四丁目、田1筆、譲受人は、(3-6)さん。

内容は、自己住宅 116.34平方メートル、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、使用貸借権で期間は永年です。

9ページをご覧ください。

79番、神郷二丁目、畑1筆、譲受人は、(3-7)さん外1名。

内容は、自己住宅 64.16平方メートル、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、所有権移転です。

80番、萩生 字本郷、畑2筆、譲受人は、(3-8)さん。

内容は、貸し店舗 126.72平方メートル、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、所有権移転です。

81番、船木 字大久保、畑1筆、譲受人は、(3-9)さん。

内容は、自己住宅 99.37平方メートル、農地区分は、昭和41年から42年にかけて土地改良事業である畑地灌漑事業が実施されたため第1種農地と判断され、区分は、使用貸借権で期間は永年です。

なお、農地区分が第1種農地でありますので、事務局より補足説明をいたします。

申請地については、土地改良事業が実施された農地であって、第2・3種農地に該当しないため農地区分の位置づけは第1種農地になります。この第1種農地は、原則転用ができないのでありますが、一部例外で許可が認められています。

今回の事案につきましては、申請地周辺にすでに集落が形成されており、その集落に接続して自己住宅を建築しようとするものであり、これが農地法の運用基準であります「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する

者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落し接続して設置されるもの」に該当します。また、代替性の要件についても、土地の選定理由などにより第1種農地である本申請地の転用することについて正当な理由が存在することから今回の転用申請についてはやむを得ないと判断しております。

10ページをお開きください。

82番、政枝町三丁目、畑2筆、譲受人は、(3-10)さん。

内容は、賃貸共同住宅(3棟) 696.84平方メートル、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、1,000平方メートル以上の土地に建築物を建設する予定であることから、開発許可が必要となり、区分は、所有権移転です。

83番、高田二丁目、田1筆、譲受人は、(3-11)さん。

内容は、自己住宅 63.00平方メートル、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、使用貸借権で期間は永年です。

農用地の除外があります。

84番、中村松木一丁目、畑1筆、譲受人は、(3-12)さん外1名。

内容は、自己住宅 69.56平方メートル、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、所有権移転です。

11ページをご覧ください。

85番、西連寺町一丁目、畑2筆、譲受人は、(3-13)さん。

内容は、貸し店舗 1,156平方メートル、一体利用地として、宅地 2,247.23平方メートルがあり、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、1,000平方メートル以上の土地に建築物を建設する予定であることから、開発許可が必要となり、区分は、所有権移転です。

86番、萩生 字旦ノ上、畑2筆、譲受人は、(3-14)さん。

内容は、太陽光発電施設、農地区分は、用途地域であるため第3種農地であると判断され、区分は、所有権移転です。

87番、中村四丁目、畑1筆、譲受人は、(3-15)さん。

内容は、自己住宅 57.96平方メートル、一体利用地として、宅地 40.71平方メートルがあり、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、所有権移転です。

12ページをお開きください。

88番、多喜浜三丁目、畑1筆、譲受人は、(3-16)さん。

内容は、露天資材置場、一体利用地として、雑種地 2,272.00平方メートルがあり、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、所有権移転です。

89番、久保田町二丁目、畑1筆、譲受人は、(3-17)さん。

内容は、自己住宅 76.18平方メートル、農地区分は、用途地域であるため第3種農地であると判断され、区分は、所有権移転です。

90番、東田二丁目、畑1筆、譲受人は、(3-18)さん外1名。

内容は、自己住宅 85.76平方メートル、一体利用地として、宅地 292.87平方メートルがあり、農地区分は、用途地域であるため第3種農地であると判断され、区分は、使用貸借権で期間は永年です。

13ページをご覧ください。

91番、郷二丁目、田1筆、譲受人は、(3-19)さん。

内容は、自己住宅 61.00平方メートル、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、所有権移転です。

92番、宇高町二丁目、田2筆、譲受人は、(3-20)さん。

内容は、自己住宅 66.75平方メートル、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、使用貸借権で期間は30年です。

農用地の除外があります。

以上、73番から92番の事案の一般基準につきましても、転用行為が遂行される確実性などが申請書および土地改良区の意見書等の添付資料によって認められることを、事務局よりご報告させていただいて、ご審議の程よろしくお願ひします。

**岡部部会長** 以上、73番から92番について質疑に入ります。

御意見、御質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

**岡部部会長** ないようですので、原案のとおり許可相当として意見を決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

**岡部部会長** 御異議なしと認めます。よって、議案第3号「農地の転用を伴う所有権移転等について」を許可相当として県知事に意見を送付いたします。

**岡部部会長** 14ページをお開きください。

議案第4号「農地転用事業計画変更について」を議題に供します。事務局から議題の朗読と説明をお願いします。

**田中係長** 議案第4号は、農地転用事業計画変更申請の規定による農地転用の申請で、申請件数は、1件です。

15ページをご覧ください。

4番、阿島三丁目、田6筆です。

変更内容は、事業内容の変更です。

その理由については、議案書のとおりでございます。

関連議案として、議案第3号77番があります。

以上です。

**岡部部会長** ありがとうございます。以上、4番について質疑に入ります。

御意見、御質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

**岡部部会長** ないようですので、原案のとおり許可相当として意見を決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

**岡部部会長** 御異議なしと認めます。よって、議案第4号「農地転用事業計画変更について」を許可相当として県知事に意見を送付いたします。

16ページをお開きください。

参考事項は、農地法第18条第6項の規定による合意解約についての報告事項ですので、お目通しをお願いします。

以上をもちまして、本日の議題の審議がすべて終了いたしました。

よって、これをもちまして平成29年第6回新居浜市農業委員会農地部会を閉会いたします。

**13時50分閉会**



---

◇

新居浜市農業委員会会議規則第19条第2項の規定によりここに署名する。  
新居浜市農業委員会農地部会

部会長

委員

委員